

技術基準との整合確認書

資料 4 - 1 2

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.2 1.6	1.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。(JIS C 8105-1 (以下、第 1 部) 箇条 0 の規定による。) 1.6 構造 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない(第 1 部 4.27A の規定による。)	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.6 1.8 1.9 1.10	1.6 構造 (第 1 部 箇条 4 の規定による。) 1.8 保護接地 (第 1 部 箇条 7 の規定による。) 1.9 端子 (第 1 部 箇条 14 及び 箇条 15 の規定による。) 1.10 外部及び内部配線 (第 1 部 箇条 5 の規定による。)	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.6 1.11	1.6 構造 照明器具は、通常の使用状態又は故障状態で生じる温度上昇によって、安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。(第 1 部 箇条 4 の規定による。) 1.11 耐久性試験及び温度試験 照明器具を異常状態で使用した場合でも、照明器具の部分及び取付面は過度の温度に達してはならず、照明器具内の配線が安全性を損なった状態になってはならない。(第 1 部 箇条 12 の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				1.9 1.10 1.12	<p>にし、黄銅若しくはさびない金属、又はさびない表面処理をした材料でなければならない。</p> <p>1.9 端子 端子は、耐食性をもたなければならない。(第 1 部箇条 14 の規定による。)</p> <p>電流を流すための端子又は接続の部分は、耐食性が銅と同等以上で、機械的特性も同等以上であるその他の金属でなければならない。(第 1 部箇条 15 の規定による。)</p> <p>1.10 外部及び内部配線 (第 1 部箇条 5 の規定による。) シャープエッジをもつ開口部には経年劣化する材料を使用したブッシングを使用してはならない。</p> <p>1.12 耐久性試験及び温度試験 (第 1 部箇条 12 の規定による。) 実用上の冷熱サイクルに相当する状態で、照明器具は、安全性を損なったり、又は早期に故障が発生してはならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.4 1.5	<p>1.4 照明器具の分類 保護等級 IPX1 以上の照明器具、防湿形照明器具及びラフサービス照明器具では、クラス 0 は使用できない。(第 1 部箇条 2 の規定による。)</p> <p>1.5 表示 照明器具には、想定される使用される場所等を考慮し、次に</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条 続 き				1.13	<p>示す情報を表示しなければならない。(第 1 部 3.2 の規定による。)</p> <p>－じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護等級を表す IP コード</p> <p>－防湿形は“防湿”又は“防湿形”</p> <p>適切な設置、使用及び保守に関わる次の必要事項を、表示しなければならない。(第 1 部 3.3 の規定による。)</p> <p>－“屋内使用”</p> <p>－“人が触れるおそれのある場所に取り付けてはならない。”</p> <p>－水の浸入に対する保護等級が IPX4 の電源コンセントへの接続方法</p> <p>1.13 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護</p> <p>照明器具の外郭は、じんあい、固形物及び水気の侵入に対する照明器具の分類及び照明器具に表示した IP コードに適合する保護等級を備えなければならない。(第 1 部 9.2 の規定による。)</p> <p>全ての照明器具は、通常使用状態で起こる湿度状態に耐えなければならない。(第 1 部 9.3 の規定による。)</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.2	1.2 一般的試験要求事項 照明器具の構成部品は、該当する IEC 規格、JIS 又は関連法規がある場合には、それらの要求事項に適合しなければならない。(第 1 部箇条 0 の規定による。)	
				1.6	1.6 構造 照明器具の部品及び材料は、次の要求事項を満たさなければならない。(第 1 部箇条 4 の規定による。) －ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差込みプラグの絶縁部分は、耐トラッキング性の材料 －絶縁ライニング、スリーブ及び類似の部分は、適切な機械的、電気的及び熱的強度をもつもの －二重絶縁又は強化絶縁で分離した可触の導電部を抵抗器で橋絡する場合、抵抗器は規定の試験に適合するもの －電気的接続及び通電部は、銅若しくは銅合金、又はその他の同等以上の特性をもつ材料	
				1.9	1.9 端子 －ねじは、垂鉛又はアルミニウムのように軟らかく、経時変形しやすい金属であってはならない。(第 1 部箇条 14 の規定による。) －内部及び外部配線用端子が絶縁材料の表面に導体を締め付けるように設計している場合は、温度試験中に、絶縁材	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				1.10 1.12 1.15	<p>料の表面が変形してはならない。(第 1 部箇条 15 の規定による。)</p> <p>1.10 外部及び内部配線 内部配線の絶縁は、それが受ける印加電圧及び最大温度耐えることができる材料でなければならない。(第 1 部 5.3.1.3 の規定による。)</p> <p>1.12 耐久性試験及び温度試験 照明器具は、次の要求事項を満たさなければならない。(第 1 部箇条 12 の規定による。)</p> <p>－通常動作で、照明器具の絶縁材料は、規定の温度以上になつてはならない</p> <p>－照明器具の取付部及び最も熱的影響を受ける露出部分の熱可塑性樹脂は、規定のボールプレッシャ試験に適合しなければならない</p> <p>1.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 絶縁物部分は、十分な耐熱性及び耐トラッキング性をもたなければならない。(第 1 部箇条 13 の規定による。)</p>	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐと</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>	1.6 1.10	<p>1.6 構造 可触金属部が充電部になることを防ぐために、適切な予防措置を講じなければならない。(第 1 部箇条 4 の規定による。)</p> <p>1.10 外部及び内部配線</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		1.11 1.12 1.13	<p>内部配線に充電部となる導体を持ち、かつ、通常動作状態で可触金属部分があるクラス II 照明器具の接触箇所における絶縁は、電圧ストレスに対応した二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足しなければならない。(第 1 部 5.3.1.3 の規定による。)</p> <p>1.11 感電に対する保護 照明器具は、通常の使用状態に取り付けて配線したとき、及び交換形光源又はスタータの交換のために開けたとき、充電部が可触となってはならない。(第 1 部 箇条 8 の規定による。)</p> <p>1.12 耐久性試験及び温度試験 感電に対する保護のための照明器具外郭は、安定器の故障試験において規定する標準試験指が充電部に触れないよう保護し続けていなければならない。(第 1 部 箇条 12 の規定による。)</p> <p>1.13 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 特定の IP の照明器具では、関連する検査プローブが充電部に接触してはならない。(第 1 部 箇条 9 の規定による。)</p>	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.6	<p>1.6 構造 一体形ねじなし接地接触子の接触抵抗は、0.05 Ω を超える値であってはならない。(第 1 部 4.27 の規定による。)</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き				1.8	1.8 保護接地 絶縁破壊が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス I 照明器具及びクラス 0I 照明器具の可触金属部分は、恒久的で確実な方法で保護接地端子等に接続しなければならない。 (第 1 部箇条 7 の規定による。)	
				1.11	1.11 感電に対する保護 クラス 0I 及びクラス I の照明器具に用いる差込み金属ランプソケットは、接地しなければならない。(第 1 部 8.2.3 の規定による。)	
				1.14	1.14 絶縁抵抗、耐電圧、接触電流及び保護導体電流 照明器具の通常の動作状態で生じる接触電流又は保護導体電流は、規定の値以下でなければならない。(第 1 部 10.3 の規定による。)	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.6	1.6 構造 変圧器又は制御装置を内蔵する照明器具の制御装置の回路相互間及びそれらの回路と外部の可触の導電部との間は、適正に絶縁しなければならない。(第 1 部箇条 4 の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				1.7	1.7 沿面距離及び空間距離 沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。(第 1 部箇条 11 の規定による。)	
				1.10	1.10 外部及び内部配線 ケーブル又はコードが絶縁破壊したとき可触金属部分が充電部となるおそれがある場合は、コード止め具は絶縁物を用いるか、又は固定絶縁ライニングを施さなければならない。(第 1 部 5.2.10 の規定による。) 内部配線の継ぎ目及び接続点は、配線の絶縁部と同等以上の効果のある絶縁物で保護しなければならない。(第 1 部 5.3.4 の規定による。)	
				1.12	1.12 耐久性試験及び温度試験 通常動作及び異常動作での照明器具内の巻線の温度は、規定の温度以上になってはならない。(第 1 部箇条 12 の規定による。)	
				1.13	1.13 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 照明器具は、環境試験後、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。(第 1 部箇条 9 の規定による。)	
				1.14	1.14 絶縁抵抗、耐電圧、接触電流及び保護導体電流 照明器具は適切な絶縁抵抗をもち、かつ耐電圧に耐えなければならない。(第 1 部箇条 10 の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.6	1.6 構造 照明器具は、次の要求事項を満たさなければならない。(第 1 部箇条 4 の規定による。) ーアームズリーチ内に設置することを意図した調節手段をもつ照明器具は、構造物のいかなる部分の変形の原因となることなく、さらに規定の温度値を越えない ーカバー、セードなどの可燃性材料の部分は、その着火温度に上昇させる可能性がある照明器具の発熱部から十分に離さなければならない ーセルロイドのような、激しく燃える材料を使用してはならない ー異常状態で照明器具を動作させ、カバー、セード及び同様の部分は、着火してはならない ーハロゲン電球の破裂後、放出したガラスの微細片によって試料の下方に置いた包装用ティッシュが着火してはならない ーLED 照明器具の照明器具外郭又は照明器具内部に設けた電源回路の囲いは、難燃性材料で構成されていなければならない	
				1.12	1.12 耐久性試験及び温度試験 通常動作及び異常動作において、照明器具の取付部の温度	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				1.15	は、規定の温度以上になってはならない。(第 1 部箇条 12 の規定による。) 1.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 通電部又は安全特別低電圧部を所定位置に保持する絶縁物部分、及び感電に対する保護用の外殻を構成する絶縁物部分は、耐炎性及び耐着火性をもたなければならない。(第 1 部箇条 13 の規定による。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	1.6 1.12	1.6 構造 アームズリーチ内に設置することを意図した調節手段をもつ照明器具は、規定する温度を超えることにより傷害の原因となってはならない。(第 1 部箇条 4 の規定による。) 1.12 耐久性試験及び温度試験 通常動作及び異常動作において、照明器具の可触部分、取り扱う部分、調整する部分及び握る部分は規定の温度以上になってはならない。(第 1 部箇条 12 の規定による。)	
第十一条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	1.6	1.6 構造 照明器具は、次の要求事項を満たさなければならない。(第 1 部箇条 4 の規定による。) －電線は滑らかな経路に配しなければならない －ラフサービス照明器具は、通常の使用中に予期される周囲環境で転倒しない	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				1.10	<ul style="list-style-type: none"> －調節手段をもつ照明器具は、動かしたとき、安定性を損なうことなく、また、構造物のいかなる部分の変形の原因とならない －差込みプラグ付き安定器又は変圧器及び電源コンセント取付形照明器具は、電源コンセントに取り付けたとき、コンセントに過度の力が加わらない －ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、適切な保護シールドをもち、ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破片で安全性を損なわない －取付け施工中、通常使用時又は保守のときに、使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジはない <p>1.10 外部及び内部配線</p> <p>外部配線及び内部配線は、次の要求事項を満たさなければならない。（第1部箇条5の規定による。）</p> <ul style="list-style-type: none"> －電線挿入口は、電線管、又はケーブル若しくは可とうコード用の保護カバーを取り付けることができなければならない －内部配線は、シャープエッジ、又は可動部分等によって損傷を受けないように配置するか又は保護しなければならない －移動灯器具内では、配線の開口部に滑らかで丸く面取りし 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き					<p>た絶縁物の丈夫で容易に取り外せないブッシングを備えなければならない</p> <p>－照明器具の通常の動きで配線が金属部分と擦れてその絶縁を損なう可能性のある全ての箇所では、配線を絶縁物の線ぴ、電線止め具等で固定して擦れないようにしなければならない</p>	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.6	<p>1.6 構造</p> <p>照明器具は、次の要求事項を満たさなければならない。(第1部箇条4の規定による。)</p> <p>－ランプソケットの固定装置は、通常使用時に予想される手荒な取扱いに耐えるように十分な機械的強度をもつ</p> <p>－スイッチは、回転しないように固定し、手で外せないように取り付ける</p> <p>－つり下げ形照明器具のプルスイッチの引きひも取付部及び引きひもは、引きひも取付部に規定の引張力を加えたとき、これに耐える</p> <p>－絶縁ライニング、スリーブ及び類似の部分は、適切な機械的強度をもつ</p> <p>－ねじ及び機械的接続部は、通常の使用時に生じる振動、ねじれ、曲げ等の機械的ストレスに耐える</p> <p>－機械的なつり具の強度は、適切な安全率をもつ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				1.9 1.10	<p>ーラフサービス照明器具は、振動に対して適切な耐性をもつ</p> <p>1.9 端子 端子は、十分な機械的強度をもたなければならない。(第 1 部箇条 14 の規定による。)</p> <p>内部及び外部配線用端子及び接続は、十分な機械的強度をもたなければならない。(第 1 部箇条 15 の規定による。)</p> <p>1.10 外部及び内部配線 照明器具は、導体を端子に接続したとき、導体に引張力及びねじりが加わらないよう適切なコード止め具を備えていなければならない。(第 1 部 5.2.10 の規定による。)</p>	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.2	<p>1.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。(第 1 部箇条 0 の規定による。)</p>	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.6	<p>1.6 構造 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、過度の紫外放射をしてはならない。(第 1 部 4.24.1 の規定による。)</p> <p>青色光による網膜傷害 固定形の照明器具は、500 lx を与える距離条件にて、リスク</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条続き					グループが RG1 を超えてはならない。(第 1 部 4.24.2 の規定による。)	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.2	1.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。(第 1 部 箇条 0 の規定による。)	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き						を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.9 1.10	1.9 ねじ絞め式端子 —IEC 規格適合する電線を接続することを意図した端子は、規定の公称断面積の銅製導体の正しい接続ができなければならない。(第1部 14.3.3の規定による。) —ばね式端子は、規定の公称断面積又は製造業者が指定した公称断面積の硬い導体の単線又は硬い導体のより線の接続ができなければならない。(第1部 15.6.1の規定による。) 1.10 外部及び内部配線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条 条続き					<p>照明器具製造業者が取り付けた電源コードは、規定の規格群で規定する電線、又はこれらと同等以上の電気的性能をもっている電線でなければならない。(第 1 部 5.2.2 の規定による。)</p> <p>内部配線の導体は、次の要求事項を満たさなければならない。(第 1 部 5.3 の規定による。)</p> <p>－通常使用中の電力を取り扱うことができる適切な種類及びサイズ</p> <p>－電源からの遮断を外部保護装置に頼る場合、規定以上の導体断面積</p>	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.6	<p>1.6 構造</p> <p>熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければならない。(第 1 部 4.15.2 の規定による。)</p>	
				1.7	<p>1.7 沿面距離及び空間距離</p> <p>耐インパルスカテゴリに応じた空間距離の規定を満足しなければならない。(第 1 部 箇条 11 の規定による。)</p>	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015-1 等の別規格で規定されている。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	1.5 1.12	1.5 表示 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるものでなければならない。（第 1 部箇条 3 の規定による。） 1.12 耐久性試験及び温度試験 耐久性試験後、照明器具の規定の表示は、読み取れなければならない。（第 1 部箇条 12 の規定による。）	
第二十条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-1:2017

規格名：照明器具－第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-